



## 広告掲載に関する条件

広告掲載に関しては以下を除く事業者を対象とします。

- 1 風営法等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条で「風俗営業」と規定される業種
- 2 風俗営業類似業種
- 3 消費者金融
- 4 たばこ
- 5 アルコール
- 6 ギャンブルに係るもの(公営収益事業に係るものを除く)
- 7 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
- 8 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- 9 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続き中の業者

掲載できない広告など

- 1 人権侵害、名誉き損、各種差別的なもの
- 2 法律で禁止されている商品や、無認可、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
- 3 他を誹謗・中傷又は排斥するもの
- 4 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- 5 社会的に不適切なもの
- 6 国内世論が大きく分かれているもの

## ■応募について

応募資格	上記の条件を遵守していただける事業者の方
応募方法	①町田市有料広告掲載申込書 ②町田市暴力団排除条例に基づく誓約書 ③広告原稿案 を添えて応募先までお申込ください。
応募先、問合せ先	生涯学習部図書館 中央図書館庶務係 〒194-0003 町田市原町田3-2-9 TEL042-728-8220 Fax042-729-6160 <a href="mailto:syougaig050@city.machida.tokyo.jp">Eメール syougaig050@city.machida.tokyo.jp</a>
募集開始	2019年12月1日(日)～終了しました

## ■掲載広告の決定について

広告及び事業主の審査	町田市有料広告掲載取扱要綱に従って、広告及び広告主様の審査を行い、掲載の可否を決定します。
掲載の決定	先着順により決定します。同日に受けたお申込みは同順位として取扱いし、町田市が抽選を行い決定します。 ※決定後、確認書の取り交わしを行う予定です。
結果の通知	郵送をもって、応募されたすべての方に通知します。

## ■広告掲載決定後の流れについて

校正	図書館分と広告主様分を合わせた原稿の校正を最低1回行います。
広告掲載料の支払い	掲載の決定通知と合わせて納付書を送付いたしますので、指定期日までにお支払いください。 ※広告には必ず事業所名を明記してください。
注意事項	決定後の「辞退」は受け付けませんのでご注意ください。